

会員各位

公益社団法人 経済同友会
専務理事 橋本圭一郎

緊急事態宣言解除に伴う会員活動と事務局体制 に関する当面の対応方針【6/1】

本会は、5月25日の政府による緊急事態宣言解除ならびに東京都による発表を受けて、6月1日以降の会員活動と事務局体制に関する当面の対応方針を決定しました。

なお、以下に記載の“ステップ”は、本会が事務局を置く東京都の『新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ』に対応しています。今後、政府や東京都から新たな発表等があった場合には、方針を見直す可能性があります。

会員各位には、一部活動の制約が続くこととなりますが、ご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

会員活動：ステップ1

会合等は、テレビ会議による開催のみ可とします。出席者数は概ね20名以内を目途とします。

飲食を伴う会合等は、立食・着席ともに不可とします。

出張は、不可とします。

会員活動：ステップ2

会合等は、リアルとテレビの併用で、リアル出席者は原則として50名以内での開催は可とします。

リアル出席者用の会場は、適切な広さを確保し、感染防止策（消毒液の設置、マスクの着用、人と人との距離の確保、密集の回避など）の実施を必須とします。

飲食を伴う会合等は、立食・着席ともに不可とします。

出張は、不可とします。

会員活動：ステップ3

会合等は、リアルとテレビの併用での開催を可とします。

リアル出席者用の会場は、適切な広さを確保し、感染防止策（消毒液の設置、マスクの着用、人と人との距離の確保、密集の回避など）の実施を必須とします。

飲食を伴う会合等は、立食は不可、着席は可とします。

出張は、可とします。（ただし、他の道府県への移動自粛が解除された場合）

テレビ会議による出席者20名以上の会合等は、運用の安定性を考慮して6月末までは試行期間としますので、開催する場合は予めご承知おきください。

事務局体制：ステップ1

在宅勤務は、最大4日/週とします。

出勤率は、3割以下とします。

時差出勤の時間帯は、7時から10時までとします。

事務局体制：ステップ2

在宅勤務は、最大3日/週とします。

出勤率は、5割以下とします。

時差出勤の時間帯は、7時から10時までとします。

事務局体制：ステップ3

在宅勤務は、最大2日/週とします。

出勤率は、6割以下とします。

時差出勤の時間帯は、7時から10時までとします。

【本件お問合せ先】

経済同友会 事務局 総務部宛電子メールアドレス : doyukai-somu@doyukai.or.jp